第一項の表四八の項を削る。

第四項の表六の項中「北緯35度04分08秒東経137度52分55秒」を「北緯35度04分09秒東経137度52分56秒」に改め、同表七の項中「北緯35度05分34秒東経138度06分45秒」を「北緯35度05分35秒東経138度06分45秒」に改める。

三十六　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第一項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

三十七　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

三十八　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

三十九　平成二十七年総務省告示第百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

○海上保安庁告示第四十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年七月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

変更した事項	変更した事項
名称	鋸埼灯台
位置	
所在地	福井県大飯郡おおい町（鋸埼）
北緯	三五―三二―四八
東経	一三五―三九―四一
灯質	等明暗白光　明三秒暗三秒
光度	五、六〇〇カンデラ
光達距離	一二・五海里
変更年月日	平成二十七年三月二十五日

変更した事項	変更した事項
名称	安瀬航路第三号灯浮標
位置	
所在地	関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の北西方約一・八キロメートル）
北緯	三三―五七―〇五
東経	一三〇―五〇―〇六
光度	実効光度四〇カンデラ
変更年月日	平成二十七年三月二十六日

変更した事項	変更した事項
名称	姫津港北口灯台
位置	
所在地	新潟県佐渡市（キタカリ島）
北緯	三八―〇五―一一
東経	一三八―一四―二七
光度	実効光度一九カンデラ
変更年月日	平成二十七年三月二十六日

変更した事項	変更した事項
名称	笛舞港西防波堤灯台
位置	
所在地	北海道幌泉郡えりも町（笛舞港西防波堤外端）
北緯	四二―〇二―四一
東経	一四三―〇五―五九
変更した事項	一時位置変更中のところ復旧
変更年月日	平成二十七年三月二十六日

変更した事項	変更した事項
名称	香山根灯浮標
位置	
所在地	神奈川県横須賀港第六区（観音埼灯台の南方約二・〇キロメートル）
北緯	三五―一四―一七
東経	一三九―四四―四二
変更した事項	位置
所在地	神奈川県横須賀港第六区（観音埼灯台の南方約二・〇キロメートル）
北緯	三五―一四―一六
東経	一三九―四四―三八
変更年月日	平成二十七年三月二十七日
記事	一時位置変更中のところ位置変更のうえ復旧

変更した事項	変更した事項
名称	横浜根岸東京瓦斯第一号灯浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・三キロメートル）
北緯	三五―二三―四九
東経	一三九―三八―四七
変更した事項	東京瓦斯株式会社根岸ＬＮＧ基地管理
変更年月日	平成二十七年四月一日
名称	横浜根岸東京瓦斯第二号灯浮標
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の北北西方約二・八キロメートル）
北緯	三五―二四―〇六
東経	一三九―三八―四八
変更した事項	東京瓦斯株式会社根岸ＬＮＧ基地管理
変更年月日	平成二十七年四月一日
名称	東京ガス扇島ＬＮＧバース灯
位置	
所在地	京浜港横浜区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約一・二キロメートル）
北緯	三五―二七―四三
東経	一三九―四三―〇八
変更した事項	一　附属施設　副灯三個
	(一)　灯質　モールス符号（白光　毎一二秒にＵ（・・―））
	(二)　光度　実効光度一三〇カンデラ（本灯の北北東方約一九〇メートル及び南西方約二三〇メートルに設置されるもの）及び実効光度一六〇カンデラ（本灯の北西方約七二メートルに設置されるもの）